

令和2年7月28日

J A でんき ご利用者様

全農エネルギー株式会社
電力事業部

新型コロナウイルス感染拡大に係る特別措置の追加変更について（お知らせ）

このたび新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、これまで経済産業省の要請を踏まえ、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客様へ電気料金の特別措置を実施しておりましたが（令和2年3月25日お知らせ済み）、その後の新型コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言の延長を受けた経済産業省からの要請にもとづき、特別措置の内容を追加・変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となるお客様

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都府県「社会福祉協議会」より一時的な資金の緊急貸付を受けており、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとお申し出をいただいたお客様で、当社が認めたもの。※下線部については下記 URL を参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

2. 適用対象とすること請求

令和2年6月、7月、8月ご利用分のご請求

3. 特別措置の追加・変更内容

支払期日を原則1か月延長として、下記のとおりいたします。

ご利用月	通常支払期日	延長後支払期日	延長内容
6月	7月	10月	3か月間延長
7月	8月		2か月間延長
8月	9月		1か月間延長

4. 本件に関するお問合せ先

お近くの J A 等代理事業者にお問い合わせ願います。

<https://zennoh-energy.co.jp/ja-denki/agency/>

以上